

第5次長野県水環境保全総合計画骨子(案)

資料5

1 計画策定の趣旨

水は、生命の源であり、良好な水質や水辺空間が長野県の美しい自然の礎となるとともに、農林水産業など各種の産業を育んできた。この県民に多くの恩恵を与えてきた良質で豊かな水資源や水辺環境を保全し、未来へ引き継いでいくために、長野県水環境保全条例に基づき、長野県水環境保全総合計画を策定し、長野県における水環境保全対策を総合的に推進するものとする。

2 計画の性格

長野県が目指す水環境保全の基本的な方向、推進すべき方策及び達成目標を示し、それに対する総合的な施策を定めるものとする。

3 計画の期間

平成25～29年度までの5か年間

4 計画の構成

(1) 長野県が目指す水環境

① 水環境保全の理念

- ・水の重要性
- ・豊かな長野県の水環境とその保全
- ・長野県の水環境を取り巻く環境の変化

② 水環境保全の方針

- ・水量 → ○水資源の保全と適正な利活用
- ・水質 → ○安心安全な水の保全
- ・水生生物 } → ○快適な水環境の保全
- ・水辺地 }
- ・県民協働 }

③ 水環境保全目標

- 全県
 - ・水量保全目標(河川)
 - ・水質保全目標(河川、湖沼、地下水、水道水源ダム湖→生活環境項目、その他の項目)
 - ・水資源保全目標
- 地方事務所(10広域別)
 - ・広域ごとに地域が抱える課題についての目標を作成する。

注: 下線部分は第5次計画で新たに加えた部分

(2) 水環境保全方針に基づく施策

水環境保全の方針に基づく施策の体系化

(3) 行動指針

県民や事業者に取り組んでいただきたい行動事例の項目の見直し

(4) 達成目標

項目の見直しと県民に分かりやすい目標値の設定

第5次長野県水環境保全総合計画施策体系(案)

【3つの方針】

- 1 水資源の保全と適正な利活用
- 2 安心安全な水の保全
- 3 快適な水環境の保全

1 水資源の保全と適正な利活用

- (1) 地下水賦存量、利用量の把握
- (2) 河川の維持流量の確保
- (3) 地下水のかん養
 - ① 山間部
 - ・森林の適切な維持管理
 - ・水源かん養保安林の指定
 - ② 農村部
 - ・農地(水田)の保全
 - ③ 都市部
 - ・雨水の地下浸透の推進
- (4) 水源地域の保全
 - ・水資源を保全するための新たな制度の創設
 - ・水源地域が民有地の場合の保安林指定、公有地化、契約締結
- (5) 地下水利用のルールづくり
- (6) 水の利活用
 - ① 地下水利用企業の誘致
 - ② 観光の振興
 - ・湖沼、河川、湧水
 - ③ 自然エネルギーの普及促進
 - ・小水力発電、地中熱
 - ④ 節水と水の再利用
 - ⑤ 災害時の地下水の利用
 - ⑥ 水道事業の安定的な経営

2 安心安全な水の保全

- (1) 浄化対策
 - ① 河川
 - ② 湖沼
 - ③ 地下水
- (2) 水質監視
 - ① 河川、湖沼
 - ② 地下水
 - ③ 水道水及び水道水源
- (3) 発生源対策
 - ① 特定汚染源
 - ② 非特定汚染源

3 快適な水環境の保全

- (1) 水辺地、水辺空間の保全
 - ① 親水性に優れた水辺づくり
 - ② 自然との共生
- (2) 水辺地における生態系の保全
 - 豊かな生物多様性の確保
- (3) 環境教育、環境学習の推進
 - ① 水生生物の観察～水と触れ合う機会を増やす～
 - ② 水源地の見学
- (4) 快適な水辺環境の維持
 - ① 住民やNPO等地域活動主体との協働
 - ② 啓発活動
- (5) 地域の水文化の継承

注: 下線部分は第5次計画で新たに追加部分